

【貿易実務検定® B級問題集 〈第8版 第2刷〉】訂正箇所

本テキストにつき、次の訂正箇所がございますので、大変申し訳ありませんがご訂正願います。

該当ページ箇所		誤	正
第 60 回 【貿易実務】 P14	問題 2-8	責任に関する訴えは、事故の発生から ㊿(A. 1 年以内 B. 2 年以内)に提訴しなければならない。期間経過後については提訴できない	責任に関する訴えは、 到着日・到着すべきであった日または運送中止の日から ㊿(A. 1 年以内 B. 2 年以内)に提訴しなければならない。期間経過後については提訴できない
第 58 回 【貿易英語】 P286	問題 3-3	A foreign currency is bought or sold for delivery and payment at a fixed future time, usually 30, 60 or 90 days later.	The price of a foreign currency that is bought or sold for delivery and payment at a fixed future time, usually 30, 60 or 90 days.